

原子力事業者防災業務計画の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性を図る。

原子力災害対策指針、原子力災害対策特別措置法施行令、原子力対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則、原子力対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の改正に伴い、以下の改正を行った。

2. 修正した日

平成 25 年 12 月 20 日

3. 主な修正内容

(1) 原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正に伴う修正

① 原災法第 10 条に基づく通報の判断に用いる放射線量の検出方法の変更

（継続時間等に関わらず、放射線量が基準を超えた場合は直ちに通報する、等）

② 原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準とする放射線量の変更

（「1 時間当たり 500 マイクロシーベルト」から「1 時間当たり 5 マイクロシーベルト」に変更する、等）

(2) 定義の修正及び追記

「原子力事業者」の定義を修正前の加工事業者及び核燃料物質の許可使用者のみから、原子力災害特別措置法第 2 条第 3 項に定める事業者に修正した。

また、原子力災害対策指針の改正に伴い新たに追加された「警戒事態」への対応について、「原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第 2 条第 1 項第 8 号の新設に伴い、必要な対応を追記した。

(3) 文末に記載の法条項を削除

法律等の改正については、昨年及び今年の 9 月に改正され、その都度、文末に記載の法条項を修正する必要があった。法律等の改正毎の修正を無くすため全て削除した。

(4) 修正協議等を行う自治体から「三朝町」を削除

原災法に基づく修正協議等を行う自治体から「三朝町」を削除した。

(5) 作成計画命令の新設に伴う追記

「原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第 3 条第 2 項の新設に伴い、特定事態が発生した場合に計画で定められた通報ができない場合の対応等について追記した。

(6) その他

用語の統一など、所要の見直しを行った。